

議案第21号

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て支援法及び就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条により改正された児童福祉法の施行に伴い、保育料の額を定める規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和46年富津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を」を「保育を必要とする乳児又は幼児（以下「児童」という。）を日々保護者の下から通わせて」に改める。

第4条第1項中「市長」を「上司」に改める。

第5条の見出し中「入所」を「利用」に改め、同条中「に入所」を「を利用」に、「児童福祉法第24条の規定に該当する者その他保育に欠けることが明らかな」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号又は第3号の規定に該当する」に改め、同条ただし書中「入所を制限することができる」を「この限りでない」に改め、同条第3号中「その他市長が特に」を「前2号に掲げるもののほか、市長が保育所の利用を不相当と」に改める。

第6条の前の見出しを削り、同条及び第7条を次のように改める。

（保育料）

第6条 保育所の利用に係る負担額（以下「保育料」という。）は、法第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として、保育所を利用した児童の保護者（以下「保護者」という。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、規則で定める。

（保育料の減免）

第7条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

第9条中「に定めるものを除くほか、保育所の運営、管理、その他この条例」を「の施行」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1項中「及び休日」を削り、同項ただし書中「季節及び特別の事由により適宜延長又は短縮する」を「市長が必要と認めるときは、これを変更する」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後4時30分まで

（2） 土曜日 午前8時30分から午後零時30分まで

第8条第2項を次のように改める。

2 保育所の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（保育料の徴収）

第8条 市長は、保護者から保育料を徴収するものとする。

2 保育料は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

（保育料の返還）

第9条 既納の保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。